

香春町学校給食用物資納入業者の登録申請に関するチェックリスト

香春町教育委員会へ学校給食用物資納入業者登録申請を行うにあたり、香春町学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱に基づき、次の登録の資格要件を全て満たすことが必要です。

つきましては、下記全ての資格要件についてご確認いただき、各項目の□欄に全てチェックがある場合のみ、記名・押印のうえ、申請書類と合わせて本用紙をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

登録の資格要件

(1) 立地条件

- ア 香春町内又は福岡県内に本店、支店若しくは営業所を有すること。

(2) 営業状況

- ア 給食センターとの取引に適した常時営業が行われていること。
- イ 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、電話、FAX、メール等の通信設備を有していること。
- ウ 仲介業でないこと。
- エ 破産者で復権を得ないものでないこと。

(3) 信用状況

- ア 経営状況が确实良好で、学校給食を理解し、協力的であること。
- イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- ウ 引き続いて2年以上その営業を継続していること。
- エ 納税義務が履行されていること。

(4) 衛生状況

- ア 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を要する者にあつては、当該許可を得ていること。
- イ 営業施設及び納入しようとする学校給食用物資の衛生管理及び従業員に対する健康管理が十分に行われていること。
- ウ 製造加工業者については、材料倉庫・物品置き場・冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を有していること。
- エ 過度な加工を避け、 unnecessaryな食品添加物が添加された食品、又は内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品は使用しないこと。

(5) 供給体制

- ア 物資について、良質、廉価、規格等学校給食の趣旨を理解し、誠実な納入ができること。
- イ 衛生的で温度管理等の適正な輸送並びに給食センターが指定する日時、場所及び必要量の確実な納入ができる体制が整備されていること。
- ウ 地産地消を推進するため、田川地区産・県内産を優先すること。
- エ 納入物資に不良品があるときは、直ちにその交換又は補充ができること。
- オ 不測の事態において、誠実かつ迅速に対応できること。

(6) その他

- ア 香春町暴力団排除条例(平成22年香春町条例第2号)に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団員密接関係者に該当しないこと。
- イ 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。

上記登録の資格要件について、確かに確認しました。

香春町教育委員会 様

令和 年 月 日

住所

(所在地)

申請者 商号又は名称

代表者氏名

⑩

電話 ()